

診断書を作成される医師の方へ

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。

なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

* 「本人情報シート」は、後見等開始後の本人支援の在り方を検討する際にも利用されるものですので、原本は、作成された診断書とともに、依頼者にお渡しください。

広島家庭裁判所